

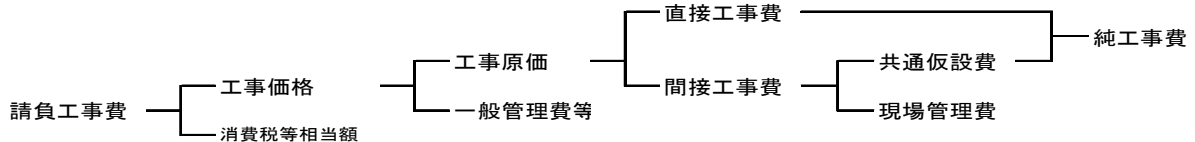
みどり公園維持管理業務積算要領

1 適用範囲

本要領は、さいたま市みどり公園推進部施行の除草の維持管理業務における積算に適用する。
 なお、積算にあたってはさいたま市土木工事標準積算基準書に準じて行う。

2 委託費の構成

さいたま市土木工事標準積算基準書請負工事費における一般土木の工事費構成に準じる。



3 直接費の積算

さいたま市土木工事標準積算基準書に準じるものとする。

4 間接費の積算

諸経費率の率分の算定は、以下の表に従って対象額毎に求めた率分を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。率の補正はさいたま市土木工事標準積算基準書に準じるものとする。

なお、以下の「利用者又は周辺への影響が小さい場合」とは交通規制を要さない閉鎖された区域内での業務に適用する。

共通仮設費率

対象額	600万円以下	600万円を超えるもの	
適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
		A	b
利用者又は周辺への影響が小さい場合	2.56	11.4	-0.0958
利用者又は周辺への影響が大きい場合	2.16	9.6	-0.0956
算定式	$Kr = A \cdot P^b$ ただし Kr：共通仮設費率（％） P：対象額（円） A・b：変数値		

注) 共通仮設費率に含まれる項目は、主として、さいたま市土木工事標準積算基準書において率分に含まれる安全費とする。必要に応じて別途共通仮設費を積上げ計上する。

現場管理費率

対象額	700万円以下	700万円を超えるもの	
適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
		A	b
利用者又は周辺への影響が小さい場合	19.82	51.2	-0.0602
利用者又は周辺への影響が大きい場合	25.08	227.8	-0.1400
算定式	$J_o = A \cdot N_p^b$ ただし J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純業務費 (円) $A \cdot b$: 変数値		

注) 現場管理費率に含まれる項目は、主として、さいたま市土木工事標準積算基準書において率分に含まれる労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、補償費、雑費とする。必要に応じて別途現場管理費を積上げ計上する。

一般管理費等率及び消費税相当額

さいたま市土木工事標準積算基準書に準じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。